

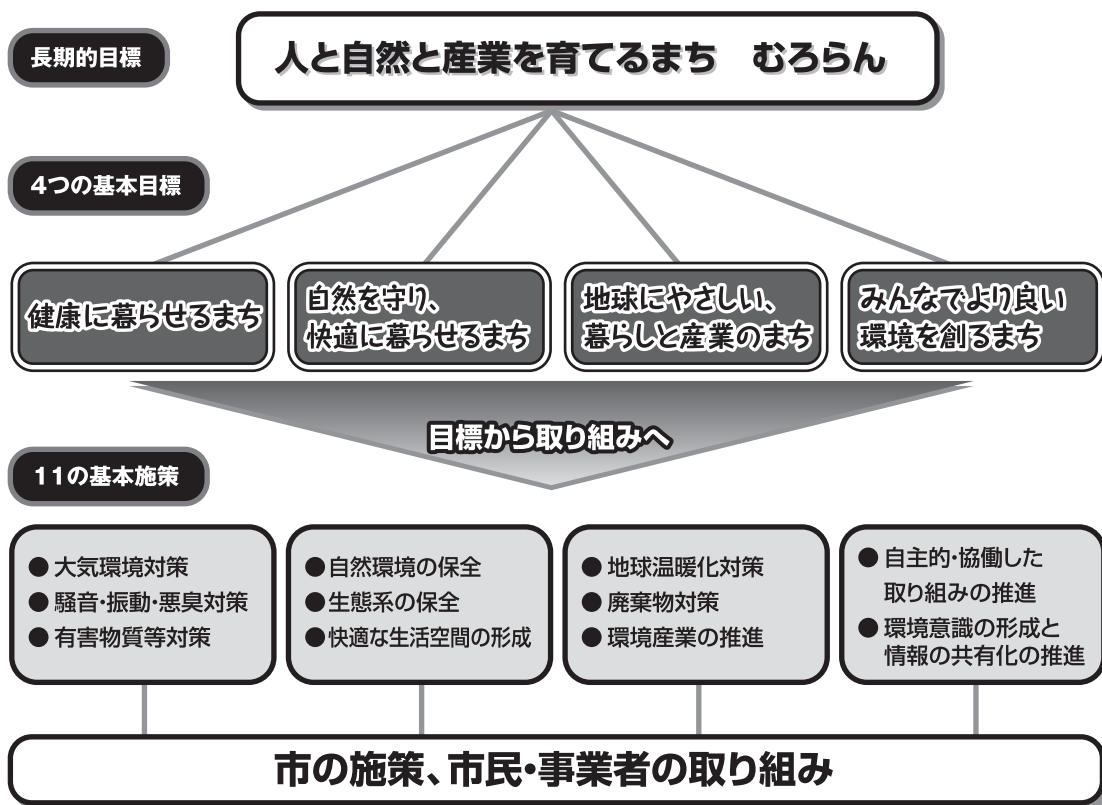
環境基本計画の「素案」にご意見を

人と自然と産業を育てるまち むろらん

室蘭市では、環境に関する基本理念や、市民・事業者の責務、施策の基本事項を定めた「室蘭市環境基本条例」を、平成18年3月に制定しました。

条例の目的や基本理念を実現するための考え方や取り組み、長期的な目標などを定めた「室蘭市環境基本計画」の策定を進めています。その素案について、皆さんの意見をお寄せください。

素案の概要



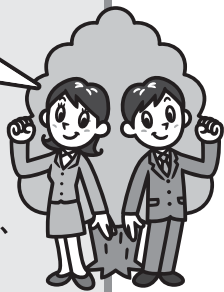
環境問題を解決するためには、市民・事業者の皆さんと市が力を合わせて環境に配慮した取り組みを進めることが大切です。そのため、本計

ごんごん計画の

画では「市民」「事業者」「市」の3者が主体となって、それぞれが取り組む具体的な内容について記載していません。

計画の期間は2009(平成21)年度から2018(平成30)年度とします。

環境審議会委員を 公募します



9月1日から16日まで、
応募申込書に必要事項を記入し、
小論文と合わせて、郵送、ファ
クス、Eメールまたは環境対策
課に直接提出してください。

※応募申込書は、8月末から各サービスセンタ
ー、市民活動センターで配布、または市ホーム
ページ(<http://www.city.muroran.lg.jp/main/org3300.html>)に、掲載します。
小論文は環境問題をテーマに800字以内
でお願いします。

応募資格

- ・本市に居住、通学または通勤する人で、
応募時の年齢が満20歳以上の人
- ・公募委員に選任される日において、本
市の他の審議会などの委員に選任され
ていない人

選考方法 小論文による選考

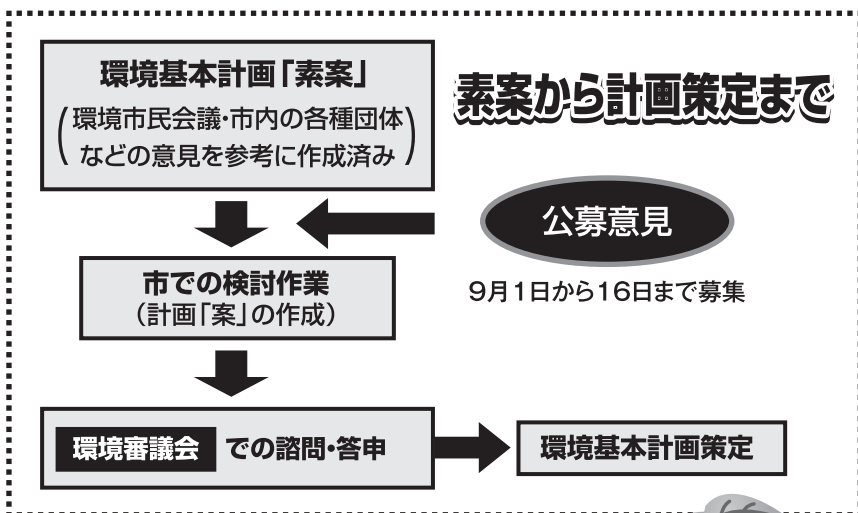
選考結果 応募者全員に文書で通知

今回の計画「素案」についての意
見を公募し、その公募意見を基に計
画「案」を作成します。この計画「案」
は、学識経験者や各種団体の代表者、
公募委員などで構成される「室蘭市
環境審議会」で審議し、環境基本計
画となります。

流れ
計画策定まじり

素案はどのよう
に作成されたの

環境基本計画の「素案」は、市民
の意見を広く採り入れるために、公
募市民や学識経験者などで構成され
る室蘭市環境市民会議（平成15年11
月設置）や市内で活動している各種
団体などの意見を基に作成しました。



環境審議会にて 何を するの

室蘭市環境審議会は室蘭市
環境基本条例第30条に基づ
き設置され、市長の諮問に
応じて、次の事項について
調査審議し、市長に意見を
述べることであります。

- (1) 環境基本計画に関するこ
と
- (2) 環境の保全及び創造に関する
基本的事項

※計画「案」は環境審議会
で審議された後、環境基本
計画となり、また、審議
会の進捗状況等について、
意見を提示を行います。

任期 3名程度
委嘱から2年間

開催予定 年2回程度

公募人数 3名程度

環境基本計画の素案について 意見をお寄せください

応募は9月1日から16日まで、住所、氏名、年齢、性別、電
話番号を記入し、郵送、ファクス、Eメールまたは環境対策課
に直接提出してください。

※意見の記入用紙、書式は問いません。計画素案の全文は、8月末か
ら各サービスセンター、市民活動センターで配布するほか、市ホーム
ページ(<http://www.city.muroran.lg.jp/main/org3300.html>)
に、掲載します。郵送を希望の方は、環境対策課までお問い合わせ
ください。

環境基本計画「素案」についての 意見募集と 環境審議会委員の公募について

《応募・問い合わせ先》

環境対策課

〒051-0001

御崎町1-75-7

☎ 23-2225 ☎ 23-2221

Eメール

kankyou@city.muroran.lg.jp

その意味で、平成18年3月の環境
基本条例制定に続いて、私たちの住
む室蘭の環境を良くするための環境
基本計画の素案を、環境市民会議に
参加いただいた方々とともに、今年
まとめることができたことは大変有
意義なことでした。さらにより良い
ものにするためにも、皆さんからの
素案へのご意見をお待ちしています。

今年、洞爺湖サミットが開かれ、
日本中、そして世界中が地球温暖化
防止のためになすべきことを改めて
確認した年です。これは始まりであ
り、これから行動を起こさなければ、
私たち、そして次の世代の人々が
大きな影響を受ける可能性があるの
です。



吉田英樹さん

室蘭市環境市民会議委員長
室蘭工業大学
建設システム工学科講師

環境の良から住みよから室蘭、
住みよから地球を次の世代へ